生活環境常任委員会要点記録

日 時: 令和3年3月22日(月)

午前10時01分~午後1時37分

場 所: 議場

岩 永 ひさか 副委員長 斎藤 せいや 出席委員 委員長 (6人) 岸田めぐみ 委 員 委 員 橋 本 由美子 委 員 池 田 けい子 委 員 藤原 マサノリ

出席説明員 くらしと文化部長 須 田 雄次郎 コミュニティ・生活課長 齋 藤 友美雄

平和・人権課長(兼) 河 島 理 恵

TAMA女性センター長

都市整備部長 佐 藤 稔 都市計画課長 飯 島 武 彦 亮 弥 街づくり担当課長 中久夫 住宅担当課長 大 島 田 ニュータウン再生担当課長 星 野正春 道路交通課長 楢 島 幹夫 洋 環境部長 史 環境政策課長 佐 藤 彰 鈴木隆 公園緑地課長 長谷川 哲 哉 ごみ対策課長(兼) 薄 井 誠 嗣

資源化センター長

下水道事業管理者 森 田 佳 宏 下水道課長 横 堀 達 之

案 件

	件名	審査結果
1	第26号議案 多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第21号議案 市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
4	携帯電話等基地局設置に関する要請書について	了承
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件名		担 当 課 名
1	連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大 規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課
2	第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画の策定について	平和・人権課
3	令和3年度戦争体験アーカイブ事業(多摩・日野・国立3市連携 事業)について	平和・人権課
4	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線の進捗状況につい て	都市計画課
5	聖蹟桜ヶ丘北地区 土地区画整理事業の進捗状況について	都市計画課
6	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
7	都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
8	第二次 多摩市営住宅等長寿命化計画の策定について	都市計画課
9	令和3年度主要実施事業について	道路交通課
10	道路通報システムの試行について	道路交通課
11	多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定について	道路交通課
12	大気汚染防止法(アスベスト関係)の一部改正について	環境政策課
13	気候非常事態宣言を受けて取り組む先行的取組について	環境政策課
14	多摩中央公園改修整備・運営事業 (P-PFI) の公募開始と今 後の予定について	公園緑地課
15	ナラ枯れ対応について	公園緑地課
16	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正に ついて	ごみ対策課

17	多摩市立資源化センタープラスチックプラント設備の更新につい て	ごみ対策課
18	多摩清掃工場における新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設の ごみ処理応援について	ごみ対策課
19	多摩清掃工場における町田市の可燃ごみ処理支援について	ごみ対策課
20	多摩市下水道事業経営戦略の策定について	下水道課
21	令和3年度多摩市下水道事業の取組みについて	下水道課

午前10時01分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより 生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案 件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第26号議案 多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条 例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、ただいま議題となっている第26号議案についてご説明申し上げる。本案は、前回12月議会の本常任委員会の協議会でもご説明申し上げたとおり、連光寺複合施設の大規模改修により多摩市立連光寺福祉館を廃止してコミュニティ会館とすることに伴い、多摩市立老人福祉館条例の別表から連光寺福祉館を削除する内容の改正を行うものである。

コミュニティ会館の設置に関しては、来年度、今のところ令和4年3月議会の見込みであるが、そこで多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理に関する条例の一部改正でまたご審議をお願いする予定にしている。よろしくご審査の上ご承認賜るようお願い申し上げる。

なお、齋藤コミュニティ・生活課長より補足説明をさせていただく。

齋藤コミュニティ・生活課長 では、第26号議案 多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきたいと思う。資料としては、市長提出議案の多摩市議会定例会議案43ページ、第26号議案をまずご覧いただきたいと思う。

こちらの議案の中では、「別表、多摩市立連光寺老人福祉館の項を削る」 と記載させていただいている。同じく資料になるが、市長提出議案のフォル ダの中にある一部改正条例新旧対照表を引き続きご覧いただきたいと思う。

一部改正条例の新旧対照表の13ページをご覧願う。こちらについては、 右に現在例規集に載っている状態のものを、左に今議会に上程させていた だいている改正案に基づいた改正後の状態のものを載せている。左でご覧 いただくとおり、名称1のところで「多摩市立連光寺老人福祉館」の名称、 あと「連光寺3丁目57番地1の1」を削るということで、連光寺老人福祉 館を廃止するというところである。

なお、この新旧対照表の一番下に附則で記載させていただいている。「この条例は公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行する」という文言である。この条例を今回上程させていただいているわけであるが、ただいま連光寺複合施設改修工事についての工事費を本議会で上程させていただいているところである。まず、ここでお認めいただくということが一つある。また、もしお認めいただいたとしても、6月議会でこの連光寺複合施設大規模改修工事の工事案件をまた上程させていただいて、そこでまたご審議いただくという条件がついてくるところである。そのため、明確にいつから施行するということではなく、「公布の日から起算して1年以内に施行する」という記載にさせていただいている。条例改正の内容については以上である。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 連光寺地域の皆さんとずっと話し合いをしながら続けてきてこういう結果になったと思う。法律に基づいてこの老人福祉館が今4館あるわけであるが、今後の多摩市の動き、豊ヶ丘、諏訪、東寺方のそれぞれの老人福祉館はコミュニティの場として大変貴重な場であるが、今後の考え方について伺いたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 実際に老人福祉館をどうしていくかについては担当所管が 福祉の部署となってくるかと思うので明確なところはお答えできかねると 思っているが、この連光寺福祉館についても、高齢者の方も含めて幅広い世 代の方にご利用いただきたいと考えている。今後のこちらの福祉館、改修工 事後のコミュニティ会館については、高齢者の方も含めて利用していただ きたいと思っているところである。

須田くらしと文化部長 今お尋ねいただいた諏訪、豊ヶ丘、東寺方の今後の老人福祉館の あり方といったようなことだと思う。これについては、公共施設の見直し方 針と行動プログラムのところでも一定の方向性はお示しをさせていただい ている。いずれにしても施設の老朽化、それから今求められている施設のあり方については、地域の皆さん方ともいろいろ意見交換しながらする部分というのを豊ヶ丘と東寺方のところでお示しさせていただいている。 基本的には老人福祉館という形で残すという方向にはないと捉えている。 ただ、この地域に一定のこういった集会の施設が必要な部分もあろうかと思うので、そういう施設の地域の中での全体を見ながらどう具体的にやっていくのかは、また改めて検討を重ねた上でお示しをさせていただくというのが今日のところのお話になるかと思っている。

橋本委員 それぞれの館そのものを取り巻くところに、子どももいれば、諏訪のようにそれほど子どもが集まってこない場所等いろいろあるので、まさしくくらしと文化部長が言われたように、これからまた地域の方、諏訪でいえば都営住宅の建て替え等いろいろなことがあるので、そういう中で地域の皆

ったら変えていただきたいということだけ申し上げてく。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

さんとよく話し合いをしながら納得でこうしたものをもし変えていくのだ

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第26号議案 多摩市立老人福祉館条例の一部を改正する条例 の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすること に賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者举手)

岩永委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げる。本件は、多摩市営住宅条例における滞納した家賃等に

係る延滞金の徴収に関する規定を、現行の入居者の義務規定から市長のできる規定に改正するものである。よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げる。なお、この後、内容について大島住宅担当課長よりご説明申し上げる。

大島住宅担当課長 それでは、多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご 説明申し上げる。タブレットのほうは、生活環境常任委員会のフォルダ内に ある案件2番目の資料をご覧いただければと思う。

本件については、昨年9月の生活環境常任委員会協議会において、改正の背景等を簡単にご説明したが、間が空いてしまったので改めてご説明する。

市営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者等への住宅 供給、住宅提供という目的のもと、居住者の収入状況に応じ低廉な家賃を設 定している。しかしながら、病気や失業などやむを得ない事情により家賃の 支払いが滞るといった事案は以前から発生しているところである。このよ うな場合、事案ごとに居住者の状況をお伺いし、家賃の減免や徴収の猶予、 納付相談による分割納付など個々の状況に配慮した対応をしているところ である。

多摩市営住宅条例では、第18条にて督促、延滞金に関する規定を設けており、第18条の第1項にて、納期限までに家賃を納付しない者に対し市長は期限を指定して督促を行うこと、同条第2項にて、督促の際に指定した期限までに納付しない者は納期限の翌日から納付の日数までに応じた延滞金額を納付しなければならないこと、第3項で、やむを得ない事由があると認める場合の延滞金の減免について規定している。これまでも、訴訟等の法的な手続を実施する場合には延滞金額を加算して請求してきた。一方で、居住者の滞納解消には毎月の家賃を支払った上で滞納分の納付を払う必要があることから、回収までに長い期間を要すること、また滞納者の多くは低廉な家賃の支払いでさえ滞るほど経済的に困窮している世帯であることもあり、滞納分の家賃に延滞金額を課することが滞納の抑止や解消に対し必ずしも効果的ではないという状況がある。このため滞納分の請求においては、条例第18条第3項に基づき、基本的な対応として現在延滞金額を減免していると、基本的には全ての世帯について減免しているという状況である。

今回の条例改正では、ほとんどのケースにおいて延滞金を減免しているというこの現状の取り扱いに合わせて、第18条第2項の延滞金額の納付については、入居者の義務ではなく、滞納状況を考慮した判断をした上での市長の任意とする規定に改正するというものである。市長が必要と判断する場合というところは、例えばであるが、家賃の支払いが可能であるのに滞納していることがわかったケース、収入額を偽って入居していることが判明した場合など、法的な対応が必要な場合を想定しており、これまでにもそういったケースが何度かあったと聞いている。

具体的な条文の案はお手元資料のとおりであるが、第18条の第2項を 資料で抜粋しているが、右側が改正前で、主語が「入居者」で、述語は「納 付しなければならない」、このように入居者の義務と規定しているところで ある。改正後の案として、左側のところで、主語を「市長は」と換えさせて いただいて、述語を「徴収することができる」ということで、市長の任意の 規定に換えるところである。

本条例改正については、議決をいただいた後、公布の日から施行することとしている。

以上、多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明を 終わる。

岩永委員長 これより質疑に入る。質疑はあるか。

岸田委員 課長の説明から、病気や失業等、様々な理由で滞納されて、現状的にはほぼ全ての世代で減免されているというお話を伺ったが、そのような様々な理由で滞納される方たちは多分結構困っていることが多いと思うが、その困り事を滞納という形で理由をお聞きしていると思うが、そのことによって次にそれが解消されるように相談先等、いろいろなところにつなげておられることもあると思うが、そのことについて伺いたいと思う。

大島住宅担当課長 滞納者の生活支援というところかと思っている。滞納している方については、生活困窮されているということで、例えば生活保護のケースワーカーに滞納者の状況を伺った上でそちらを紹介する、また仕事暮らしサポートステーションなどでも住居に関する相談、私どもの居住支援相談窓口では、基本的には公営住宅に入っている方であるので、特に当課で直接という

のはないが、福祉部門にそのケースをつないでいくということはこれまでにもしている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員 第34号議案について可決の立場で討論する。

先ほどの課長の説明の中でも、今までも一定の配慮をされてきたことは理解できた。入居者の方にとって、払える場合はきちんと家賃を払うのは当然であるが、なかなかそれが難しい、そして延滞金の滞納が生じることもある中では、市長の判断という形でやっていけるというのは、ある意味福祉の規定として大変重要ではないかと思っている。以上申し上げて、第34号議案に対する可決の討論とする。

岩永委員長 ほかに意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第34号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。 日程第3、第21号議案 市道路線の廃止についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第21号議案 市道路線の廃止についてであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、車両での集団移動を伴う現地視察は割愛させていただいている。所管である道路交通課長より、委員会説明資料を用いて、廃止路線の概要をご説明させていただく。

楢島道路交通課長 それでは、第21号議案 市道路線の廃止について、路線の概要等を 説明させていただく。タブレットは案件3の市道路線の廃止についてであ る。

1 枚おめくりいただいて、本案の対象路線の位置となる。 黄色の丸印の部分であるが、こちらが示している場所が所在となる。 次のページより整理番号順に各路線の概要を説明していく。

初めに整理番号1、2、3について一括で説明する。整理番号1、2、3は、大栗橋橋公園の拡張計画をきっかけとして、公園予定区域内または隣接する3つの路線を廃止するものである。画面の左の住宅地図であるが、右の航空写真にお示ししているとおり、現在の大栗橋公園の大まかな区域が緑色、今後の拡張予定区域が赤色である。区域内またはそこに隣接する形で黄色の廃止予定路線があり、1-136号線、1-1031号線、1-1032号線が位置している。これらの路線の概要については、画面の下側、下段に表となっているが、いずれの路線も通行機能を喪失しているか、公園園路等にて通行機能の代替が可能であると考えられており、認定道路として維持する必要のない路線であると考えている。

なお、沿道にお住まいの方からは、路線廃止についての了承が既に得られており、境界についても既に地籍調査において確認済みとなっている。

次に、各路線の現況を次のページでお示ししている。現地の写真に廃止路線の範囲を黄色でお示ししているが、現地の状況は、さきに述べたとおり、 通路や農地、公園や駐車場等の一部として使用されている状況である。

1 枚おめくりいただいて、続いて整理番号 4 について説明する。整理番号 4 は、財産整理に伴い市道路線を廃止するものである。画面上部の住宅地図であるが、下の部分の航空写真にもお示ししているとおり、廃止予定路線である 1-1050 号線は、原峰公園内の南側に位置しており、黄色で示した路線である。ここで廃止予定路線である 1-1050 号線の南側に緑色と赤色でお示ししているが、 1-251 号線という東西に向かっている道路がある。この 1-251 号線の一部の区間、赤でお示ししている部分のところであるが、こちらがかねてより沿道地権者の土地を道路用地として無償使用させていただいている。こちらの土地が当該地権者の所有地の財産整理等に伴って無償使用している 1-251 号線の土地と、本廃止路線である 1-1050 号線の一部について交換及び払下げを受けたいとの申し出

があったところである。

次のスライドで現況をお示しするが、1-1050号線については、公園や民有地内の通路として使用されており、認定道路として維持する必要は低いものと考えられることから、その一部を交換払い下げするため路線を廃止したいとするものである。

なお、今回の交換払い下げとならない部分については、法定外道路として 今後管理する予定であり、今後公園や沿道地権者の土地利用状況を踏まえ てその取り扱いを決定していきたいと考えているところである。

また、沿道にお住まいの方からは、路線廃止についての了承が得えられて おり、境界についても既に地籍調査にて確認済みとなっている。

次のページに各路線の現況をお示ししている。現地写真に廃止路線の範囲を黄色でお示ししているが、現地の状況は、さきに述べたとおり、通路、 農地、公園の一部として使用されている状況である。

次に、1枚おめくりいただいて、続いて整理番号5について説明する。整理番号5についても、財産整理に伴い市道路線を廃止するものである。画面の左の住宅地図、右の航空写真、それぞれ黄色にお示ししているが、廃止予定路線の3-1010号線は、対鴎台公園の南側40メートル付近のところに位置している。この3-1010号線の南側には青色で示している水路が存在している。この水路構造物の一部が現在3-1010号線の道路区域、それから隣接地権者の土地に一部越境しているという状況がある。ここで隣接地権者の財産整理に伴って構造物の越境状況を解消をしたいということと、土地交換を行いたいとの申し出が道路交通課、それから水路を管理する下水道課へなされたところである。この3-1010号線は水路や民地駐車場の一部として現在使用されていることから、認定道路として維持する必要が低いものと考えており、本路線を廃止し、水路構造物が越境している土地との交換、その後下水道課へ所管替え、こういった流れで行いたいとするものである。

なお沿道地権者からは、廃止路線についての了承が得られており、境界についても既に確定済みとなっている。

次に、当該路線の現況を次のページにお示ししている。現地の写真に廃止

路線の範囲を黄色でお示ししているが、現地の状況はさきに述べたとおり、 水路、駐車場の一部として使用されている。

以上が第21号議案概要説明となる。

佐藤都市整備部長 それでは、改めて議題となっている第21号議案について提案の理由 を申し上げさせていただく。

本案については、公園または水路用地への所管替え及び道路用地の交換等の財産整理に先立ち、道路機能を維持する必要のない路線について廃止をするものである。

廃止路線の概算数量であるが、整理番号1が、幅員1.8メートル、延長27メートル、整理番号2番が幅員1.4メートルから1.8メートル、延長60メートル、整理番号3が幅員1.0メートルから1.1メートル、延長が20メートル、整理番号4が幅員0.7メートルから0.9メートル、延長257メートル、整理番号5が幅員0.8メートルから0.9メートル、延長12メートルとなっている。これらの市道路線の廃止によって、市道路線の総数については1,664路線、総延長は約302.4キロメートルとなる。以上についてよろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第21号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。 本案は可決すべきものとすることに賛成の皆様の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは、日程第4、携帯電話等基地局設置に関する要請書についてを議題とする。

まず、これまでの経過について少し共有をさせていただこうと思う。令和

2年第3回定例会初日に付託された2陳情第16号 5Gアンテナの設置 を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情及び最終日に付託さ れた2陳情第18号 第五世代移動通信システム(5G)基地局設置に関す る条例制定に関する陳情の2件について、本委員会では審査を重ねてきた。 令和2年第4回定例会で陳情を受け、議会として何か対応ができないかを 別途協議するとした上で、2件とも趣旨採択とした。その後委員間で意見交 換を行ったところ、携帯電話等基地局設置事業者へ議長名の要請書を送付 する方向でまとまったことから、全委員が合意できる内容となるよう、文案 の調整を行ってきた。しかしながら、民間事業者へ議長名の文書を提出する ことは多摩市議会において前例がないため、そのような文書の提出を可と するか、また、そのやり方などについて議会運営委員会に協議を依頼した。 その結果、今回の件については、本会議で議決した文書の民間事業者への送 付を可とすること、要請書を本会議で議決するまでの手続は従前の決議、意 見書などの委員会提出議案と同様とし、委員会での全会一致をもって代表 者会議での合意手続を経ずに本会議に上程すること、この2点が確認され ている。このことを踏まえて、議会運営委員会の結果に従い、要請書の案を 委員会提出議案として本会議に提出したいと思っている。以上が簡単な経 過説明になる。

要請書については、携帯電話等基地局設置に関する要請書とし、骨子・内容については事前に意見調整をしたが、改めて本日協議を行い、要請書案として決定をいたしたいと思う。要請書案についてはタブレットにも既に掲載されていると思うが、この件についてご意見はあるか。

池田委員

今までの経緯は委員長が述べられたとおりである。実際に携帯電話をは じめとする通信機器は技術の進歩に伴って本当に多方面で利用されるよう になって、生活の構造などに大きな役割を果たしているというもので、日常 の生活では欠かせないものになっている。一方、機器から発せられる電磁波 が人の健康に何らかの影響を与えるのではないかという懸念が生じて疑問 を持つ人がいて、世界各国でも研究が行われているが、正しい情報の取捨選 択というのは大変難しい現状であるかと思っている。そのようなことで私 たち会派としても、非常に慎重な意見もあったわけであるが、実際にWHO では小児白血病と周波を含む関連については、因果関係を否定しているような現状もあり、小児がん、成人がん、鬱病、いろいろ様々な因果関係も認められていないのが現状ではある。

したがって、各国政府に声明を発表しろというふうにWHOのほうからも発表がされているわけであるが、ここで元明治薬科大学の教授で、今現在、電磁界というか情報センター所長をしている大久保先生が、実は電磁波過敏症の発症要因にはノセボ効果というのが関係しているのではないかというような見解を持っていて、ある要因に嫌悪感を持っていると、その要因がなくても想像するだけで体調が悪くなるというような効果だそうで、例えば電磁波に恐怖を持っていると、稼働していない基地局を見るだけで具合悪くなってしまうということで、これはドイツの実験でも実際に証明されたようで、今学校でもやはりそのように子どもたちに判断する能力が備わっていないので、そういうノセボ効果というものが大変心配されているという現状がある。

これは私たち、今回その要望書を出すが、議員としてもしっかりとそのようなこともあるのだということは共有して認識を持っておかなければいけないと思っている。これは意見であるが、そのようなことも踏まえて、この扱いというか、しっかりとノセボ効果の関連もあるのだという事実も、少し皆さんで共有したいと思う。

橋本委員

文章等を事前に皆さんと共有しているわけであるが、この間も諏訪や聖ヶ丘でかなりたくさんのところの申請が出されて、それで、電柱は東京電力の電柱で、そこで許可を得ると基本的に持ち主さんがということでお知らせに回ったりもしているようであるが、全ての人が反対するわけではないが、逆に言えばうちはどうしてもやめてほしいというところも、市側も介在する中で、では、そこにはつけないという返事も会社から来ていると聞いている。だから、市民の方に正確な情報をきちんと知らせるというのがまず基本で、それの中で、下請会社も困ってしまうというところもあるが、上のほうが、では、そこはやめておこうと言えばやめられるということも既に出てきているので、その辺に判断は任せるしかなくて、私たちはやはり、情報をきちんと知らせて市民の皆さんに判断していただくという一つの方法を議

会としても、ぜひ市側のそういう立場を理解して欲しいのだということを 後押しするものだと思っているので、そういう意味で、今回の要望書提出と いう形が何らかのそのような市民合意の役に立てばと思っている。

岸田委員

情報化社会になって、このようないろいろな技術が変わっていく中で、今回の陳情が出てきて、その陳情に対しゼロか100ではなく、願意を酌み取ってどのようなことができるのかを勉強会、また議論を重ねながらこのような要望書は前例がないという説明もあったが、出せるということは大きな意義があったかと感じた。これから市とともに、内容は違うが民間にお願いという形で出すが、そのことによって市民が自分に必要な情報を知ることができて、そして自分でいろいろな行動を決めていくことができるというのは非常に良いことだと思うし、ぜひ民間の事業者の方々にもお願いという形で出すが、ご協力をしていっていただければと感じている。

以上である。

岩永委員長ほかに何かご意見等あるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

では、今お手元にある文書の内容で、修正などがないことをこの場で確認をして決定していきたいと思う。

では、お諮りする。携帯電話等基地局設置に関する要請書については、お 配りをした要請書案のとおりとし、委員会提出議案として本会議に提出を したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時41分 休憩

(協議会)

岩永委員長 ここで協議会に切り替える。

では、まずくらしと文化部の協議会案件であるが、1件ずつ行きたいと思う。では、まず1番の連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について、市側の説明を求める。

齋藤コミュニティ・生活課長 では、協議会の1件目の連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンター大規模改修の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと思う。まずは生活環境常任委員会、令和3年3月22日、協議会資料1をお開き願う。

まずは連光寺複合施設のご説明である。連光寺複合施設の基本実施設計については、2か月間延びて1月29日に完了したところである。ここまでが実際に行われ、これから先はあくまでも予定ということでご報告をさせていただきたいと思っている。この3月議会で工事予算の計上をさせていただき、併せて先ほどもご審議いただいた老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定を予定している。

続いて、予算がお認めいただけた後に工事案件の契約手続に入り、6月に 改めて工事案件の契約締結の議案を上げさせていただきたいと考えている。

この工事が実際に行われる場合に関しては、老人福祉館は廃止を考えている。併せて児童館については、木の実集会場において開館を続けていく予定にしている。

こちらの改修工事が令和3年8月から令和4年7月まで行われるわけであるが、この後令和4年3月に多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例について新しく記載をさせていただきたいと思うので、また一部改正の条例を上程させていただきたいと考えている。その後料金設定等をした後、リニューアルオープンを令和4年9月に行う予定である。以上が連光寺複合施設である。

続いて、下にある鶴牧・落合・南野コミュニティセンターについてである。 こちらについても2か月ほど工期が延び、昨年の12月16日に基本実施 設計が完了したところである。

また、こちらも併せてこれから先は予定であるが、今現在工事費に関する

予算を計上させていただいているところである。連光寺と同じように6月に改修工事の契約締結の議案を上程させていただく予定である。こちらについては、3番であるが、令和3年8月から令和4年の7月まで改修工事を実施する予定である。この間コミュニティセンターについては別な場所でまた運営協議会の皆様に活動していただくことになるので、この改修工事の間は別の場所に移って活動を続けていただくことになる。

併せて児童館については、西落合小学校で児童館の開館を続けていく予定になっている。同じく鶴牧・落合・南野コミュニティセンターについても部屋が増えていくところがあるので、令和4年3月に条例改正を行っていきたいと思っている。同じく同年9月にリニューアルオープンをしていきたいと考えている。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、案件の2番目、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画の策定 について、3番目の令和3年度戦争体験アーカイブ事業(多摩・日野・国立 3市連携事業)についての2件について市側の説明を求める。

河島平和・人権課長 まずは行動計画を説明させていただく。12月の本常任委員会で説明したのは計画の基本体系で、資料2の計画の概要版3から4ページになる。以降、11月12月には本計画に盛り込む個別の事業について各課照会とヒアリングを実施し、12月に男女平等参画推進審議会で審議、1月に庁内の推進会議と経営会議を経て素案を決定し、1月21日から2月5日でパブリックコメントを実施した。

協議会2の資料3をご覧いただけるか。パブリックコメントについて簡単に説明させていただく。11名、27件の意見が寄せられた。いただいた意見を尊重するというところで、原文のまま掲載している。既に公式ホームページには掲載している。総じて素案から原案に反映すべき意見というものはなく、意見を寄せていただいた方の全体的感想やご本人の考え、また平和・人権課を含め取り組みに対する意見や要望となっている。意見を少しピックアップすると、ジェンダー平等という表現方法に注意をしてほしい、一

方で、ジェンダー平等意識の醸成に賛同する意見、取り組みをもっと進めて ほしいという意見。また、パートナーシップ制度については、非常に意義の ある導入という意見と、差別解消は理解するが制度導入は趣旨が違う。女性 センターの認知度向上などの意見があった。平和・人権課においては来年度 からの取り組みにおいて非常に参考になるものとなっている。

それでは、計画の内容に入らせていただく。時間に限りがあるので、本編ではなく資料2の概要版で説明させていただく。概要版をお開き願う。

まず、1ページになる。本計画は、女と男の平等参画を推進する条例第9条による行動計画で、現行計画から継続する課題に加えて新型コロナなどの社会情勢による新たな課題、SDGsにも対応するものとした。計画の期間は令和3年、2021年から令和12年、2030年までの10年間で、令和8年、2026年に中間見直しを行う。

2ページ目、計画の位置づけになる。多摩市基本構想、総合計画を上位計画とし、健幸まちづくりの推進、その他計画との整合を図る、男女共同参画社会基本法、DV防止法の各市町村計画として現行計画から引き続き位置づけるとともに、新たに女性活躍推進法の市町村計画として位置づけていく。

3から4ページをご覧願う。計画の体系になる。4つの基本目標と11の課題、32の施策で構成し、11月に各所管課に計画に盛り込む個別の事業の紹介とヒアリングを実施し、個別の取り組み94事業を施策にひもづけた。個別の取り組みは本編でご確認していただければと思っている。また、5年後に中間見直しをすると申したが、社会情勢や課題に迅速に対応していくために、前期5年の基本目標ごとに重点取り組みとして計6項目を設定している。全体的に行動計画のポイントとしては、条例の目的と基本理念に沿った計画であること。性的指向・性自認に関する支援を明確にしたこと。DVだけでなく性暴力、性被害へも対応していくこと。災害防災対策は、ジェンダー平等の視点を一層取り入れていくことを課題にしたということになる。

簡単にはなるが、基本目標別に説明する。5ページ性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現になる。性別に関しては、条例第7条では性別

による差別的取り扱いを禁止していることを反映し、過去の基本目標から 大きく変化したところになると思う。課題と施策は、ジェンダー平等意識の 醸成を目的として啓発やパートナーシップ制度導入検討を盛り込んでいる。 ここでの重点取り組みは、SOGIに関して困難を抱えている方への支 援となる。

続いて6ページ、ワーク・ライフ・バランスの実現とあらゆる分野における女性の活躍である。ここは新たに女性活躍推進法の市町村計画に位置づけている。これに関しては、男性と比較して女性の非正規割合がいまだ半数を超えていることと、このコロナ禍において多くの女性が雇用の調整弁になっている現状から、女性を残しているものになる。この基本目標の重点取り組みは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供と意識啓発、男女平等参画社会の視点に立った災害対策の推進になる。

続いて8ページ、人権尊重とあらゆる暴力の根絶、これは現行計画に続いてDV防止法の市町村計画となる。被害者はいまだ女性の比率が高いが、全ての人の人権課題であるため、今回の計画は性別を限定しないことにした。また、9ページには、生涯にわたる女性の健康支援では、健幸まちづくりやジェンダー平等の視点を入れている。リプロダクティブ・ヘルスアンドライツに関する啓発を新たに入れ、議会でも取り上げていただいた生理や性に関する意識啓発や情報提供を行っていく。重点取り組みは、暴力防止に向けた意識啓発と情報提供とセクハラ、ストーカー、性暴力防止のための意識啓発と情報提供である。

最後10ページになるが、男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進になる。引き続き庁内組織が一体となって取り組みを強化し、施策の実現を図ることとし、重点取り組みとしては、施策展開の拠点であるTAMA女性センターの充実を設定し、認知度向上に取り組んでいきたいと考えている。

4月からは、計画書は図書館等で配架するほか、ホームページでも周知、 新たな計画での取り組みを進めていく。本編は有償、概要版は無償となって いる。概要版は各事業でも配布していくことも考えている。

それでは、続いて令和3年度戦争体験アーカイブ事業(多摩・日野・国立

3市連携事業)について説明する。この事業は、平和市長会議加盟市で以前から平和事業で交流のあった多摩市、日野市、国立市の3市で地域の戦争体験者の体験談を集めて保存し、相互の平和啓発事業で連携活用し、広く市民の皆さんへ平和の尊さを伝えることを目的としている。本事業は、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し実施するもので、この予算は日野市で計上されている。

では、資料に沿って説明する。資料をご覧願う。まず1の目的になる。戦争を体験した方の年齢であるが、75歳以上、そのうち記憶のある方は80歳代半ばとなることから、戦争体験をした方の生の体験談の保存は地方自治体の平和施策においては大きな課題となっている。特に東京では3月10日の東京大空襲で10万人以上が亡くなり、大きな被害が出た。それ以外にも戦中戦後の厳しい暮らしや親族を亡くされている方など、多くのつらい体験をされている方がいる。

また、多摩地域では、多摩ではなく他県の出身で様々な場所で体験されている方も相当数おられると思う。戦後生まれが日本人口の80%を超え、他国での紛争報道を見ても「遠い話」「実感が持てない」と言われる中、戦争の恐ろしさ、悲惨さをどのように次世代に継承していくかが課題であり、この課題を共有する3市で戦争体験者の体験談を集め、保存し、相互の市民が参加共有できる平和啓発事業を実施し、広く市民へ平和の尊さを伝えることを目的にしている。

2の事業内容である。①から⑤のとおりであるが、各市体験談を話してくれる方は公募により実施する。5月下旬頃からを予定している。その後、体験談をインタビューし、対象であるが、1市当たり10人から15人を想定している。関心を高めるための平和啓発事業を秋から冬に開催する予定で、令和3年度内に書籍・パネル・映像等の形の成果品にする予定になっている。成果品の展示は令和4年度移管以降に実施する予定である。

3の関心を高める平和啓発事業については、ある程度著名な方の戦争体験などの講話を予定している。当然ながらコロナ禍の影響が残っているので、その辺りにきちんと配慮しつつ実施していきたいと思っている。

岩永委員長 それでは、まず2番目の行動計画の策定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、3番目の令和3年度戦争体験アーカイブ事業について質疑はあるか。

橋本委員 1点だけであるが、平和展などはどうしても多くの人が語ってきて、中にはもうご存命でない方もおられるが、先ほどの10から15名程度、これはなかなか微妙で、これを超えた方が出てきたときにはどのような対応をされるのか。

河島平和・人権課長 応募が多数あった場合を当然想定しており、一応選考基準を今はまだ検討し始めたところであるが、選考基準を設定して同じような体験が重ならないように、あとは各市バランスを取りながら選考して10から15人を選びたいと思っている。

橋本委員 私たちから見ればひどい体験のほうが心にぐっとくるが、その人その人 にとっては一生の中でなかなか消えない思い出だと思うので、ぜひ選ばれ なかった方もその思いをきちんと受け止められるような形を考えていただ いたほうがいいのと思っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会の4番目、多摩都市計画道路3・1・6号、南多摩尾根幹線の進捗状況について、市側の説明を求める。

飯島都市計画課長 それでは、協議会の4の資料をお開きいただければと思う。南多摩尾 根幹線については、議会の皆様のご尽力をいただいて、東京都で今着々と整 備が進められている。これまでも折に触れてご報告をさせていただいてき ているが、このたび3月4日に都市計画道路の都市計画変更の決定をされ ているのでご報告をさせていただく。

まず1番のところ、南多摩尾根幹線各区間のこれまでの経過と予定というところであるが、大きく3つに分けてご報告をさせていただく。1つ目、唐木田3丁目から2丁目の間であるが、既に歩道改修・電線共同溝工事等も完了して、現在は共同溝から各事業者が引き込み管の設置工事を実施して

いるところである。

2点目、聖ヶ丘5丁目から南野3丁目間、西側と言っているが、こちらは 今現在都市計画事業認可が昨年2月20日に告示されていて、現在準備工 事として中央分離帯の土出し工事が実施されている。こちらは今現在4か 所で、この表のとおりであるのでご確認いただければと思う。

次に、稲城市百村から聖ヶ丘5丁目、多摩東公園交差点から稲城市方向の ところであるが、この3月4日に都市計画変更の告示がされたということ でのご報告である。

大きな2のところでは、稲城市百村から聖ヶ丘5丁目間のところの詳細について記載をしているのでご確認いただければと存ずる。

めくっていただいて、これまでの経過と今後の予定というところでは、東京都による事業の流れである。今回この表の左側が都市計画の流れ、右側が環境影響評価の流れで、主に稲城市の部分であるが、こちらの流れの表となっている。

中段から下のところで赤地に白抜きの文字、都市計画の流れの中では都市計画決定・告示ということと、右側の環境影響評価の流れのところでは環境影響評価書の公示・縦覧となっており、今こちらが現状の手続の部分で、今後事業概要説明会、そして都市計画事業認可、用地説明会等を経て工事着手がされ、令和11年度には供用開始の予定と伺っている。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会番号の5番目、聖蹟桜ヶ丘北地区 土地区画整理事業の進捗 状況について、市側の説明を求める。

田中街づくり担当課長 それでは、聖蹟桜ヶ丘北地区の土地区画整理事業の進捗状況について説明させていただく。協議会資料の5をご覧願う。

聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業は、民間施行による土地区画整理事業として平成29年3月に事業認可を取得し、同年9月から工事を開始、宅地のかさ上げや造成、区画道路の新設、拡張、せいせき公園の拡張整備を行った。令和2年第3回定例会でご報告させていただいた以降の進捗状況に

ついて説明させていただく。

資料の1枚目中ほどの進捗状況のうち、令和2年9月の欄をご覧願う。前回もご説明させていただいたが、換地計画により多摩市普通財産に清算金が発生し、事業施行者から清算金12万9,880円を受け取る歳入予算を9月議会でお認めいただき、9月28日に歳入として領収している。せいせき公園の供用開始については、都へ依頼したトイレの建築確認の完了検査で一部手直しの必要が生じたことから、再度検査を受けて10月初旬に供用開始した。換地処分を受けた後、必要な図書類の引継ぎ等、12月下旬に公共施設の市引継ぎが完了した。

その後、令和3年1月の地権者会議において地権者の方々に収支決算等にご同意をいただいた。なお、個人施行者は、土地区画整理事業の完了により終了しようとする場合には知事の認可を受けることになる。個人施行者が認可申請をするときは、必要書類をそろえて施行地区を管轄する多摩市を経由して申請する。

令和3年1月下旬に東京都へ進達し、2月19日に土地区画整理事業の終了認可がおりている。事業施行認可を受けてから4年弱の期間を要したが、この終了認可公告をもって全ての土地区画整理事業が完了となった。以上が土地区画整理事業の進捗状況である。

次に、土地区画整理事業地内の土地利用について1点お知らせをさせて いただく。資料の2ページ目をご覧願う。

せいせき公園の北東側、堤防道路に面したところに都有地約450平米がある。都有地の活用については、東京都財務局が当該地を含む都有地5か所について、都有地を一時的に借りたい方を対象に一般競争入札で貸し付けを実施した。当該地は貸付期間が令和3年3月1日から令和4年2月28日までで、期間更新により令和5年3月31日まで延長できるというものである。2月10日に改札され、落札者は京王電鉄株式会社、2月下旬に土地賃貸借契約を締結し、使用目的は駐車場になると都から伺っているところである。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと、7番都営住宅建 替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会案件6番、多摩ニュータウン再生の進 捗状況と、7番、都営住宅建替えの進捗状況について、一括してご報告を申 し上げる。

まず6番の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてである。概要資料のご覧願う。これまでの経過として、令和2年度の多摩市ニュータウン再生推進会議は、10月と1月の2回開催した。第1回はコロナウイルス感染防止の観点から傍聴を控える形でベルブホールにて開催した。

第2回は緊急事態宣言が発令されたことを受けて、初めてのオンライン会議で開催した。令和2年度の検討テーマ大きく2つあり、一つは南多摩尾根幹線沿道の土地利用検討、もう一つは愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討である。また、引き続き先行策定した諏訪・永山まちづくり計画のリーディングプロジェクトの進捗についても協議をしている。

南多摩尾根幹線沿道の土地利用の検討については、資料2をご覧願う。こちらの資料は、第8回シンポジウムで使用した第1部資料で、今年度の多摩市ニュータウン再生推進会議の検討内容がまとまっている。

検討概要については、5ページをご覧願う。次の6ページと併せ、尾根幹線沿道の土地利用検討の今年度時点での全体構成を表したものになる。2回の会議において土地利用方針の目的、上位計画等の整理、沿道の現状分析と拠点間の機能整理、導入機能の方向性、沿道エリアの特性・視点の整理、方向性を踏まえた土地利用の検討等を進めてきた。特に諏訪永山地区については、先行地区として具体的な検討を行うこととしている。また、夏には商業、産業、研究系事業者のアイデアヒアリングを行い、会議での共有を図った。

令和3年度以降は、38ページに記載しているが、現状分析と機能整理として広域的な視点と地域住民ニーズの視点での検討の深度化、ターゲット層の整理、市内企業等へのアイデアヒアリング等を行うほか、この後報告をする多摩ニュータウン再生プロジェクト第8回シンポジウムに先立ち募集

した将来像アイデアの分析、先行的なプロジェクトとなる旧南永山小学校 跡地での具体的検討を進め、先行モデルとなる諏訪永山地区での検討をフィードバックし、全体土地利用方針案の検討を進めていきたいと考えている。

次に、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討についてである。 資料の41ページをご覧願う。こちらは大まかな検討スケジュールを記載 している。令和2年度第2回再生推進会議にて、資料左側にあるように現況 整理をメインとして、現状把握、目的、課題の共有を図っている。

現状の整理の概要としては、4 4ページ以降に上位計画での位置づけ、対象地区の人口や高齢化率・年少人口率、現在の都市計画、現在の土地利用、 ゾーニング、住宅ストックや拠点機能の整理、ネットワークなどについての確認を行った。

令和3年度以降の検討事項として、58ページに記載しているが、駅との関係性、住宅ストック、公共交通の手段など地域の状況を踏まえたゾーニングの設定、近隣センターやサブセンターでの既存拠点とのあり方、幹線道路、遊歩道の役割や位置づけ、新交通技術を生かしたネットワークの強化策などを検討テーマに深度化を図り、住民との意見交換、住環境の調査により地域ニーズの抽出、人を呼び込み、ニュータウンで循環させていく方策や、生活イメージの検討を進めていきたいと考えている。

続いて、多摩ニュータウン再生プロジェクト第8回シンポジウムについて、資料1をご覧願う。8回目となる今年度は、2月13日の土曜日1時半より、明星大学のご協力いただき、初めてオンライン開催となった。テーマは、「多摩ニュータウンの地域課題解決に向けた新たな価値を創出する取組みの可能性」と題し、オンライン開催で多摩市をあまりご存じない方も視聴されることが見込まれたことから、冒頭に都市整備部長より多摩市の紹介を行い、続いて第1部では、再生推進会議学識委員である明星大学の西浦先生より、再生推進会議からの報告を行った。第2部では、「技術が人に寄り添う社会をともに創る」をテーマに、日立製作所の方より基調講演をいただいた。第3部では、第2部でご登壇をいただいた日立製作所の方と多摩ニュータウン再生推進会議学識・市民委員の方により座談会を行っている。

事前に募集した「将来の南多摩尾根幹線沿道のまちづくりアイデア」については、合計41件のアイデアが寄せられた。尾根幹線沿道の今後のまちづくりへの期待の高さを認識したところである。配信した動画については、準備ができ次第、市ホームページで、ユーチューブにて配信を行う予定である。

なお、シンポジウムのアンケート結果については、資料1の2ページ以降 に記載している。また、資料3に、第2部の基調講演資料、資料4に、第3部 で一部紹介をさせていただいた将来の尾根幹線沿道のまちづくりアイデア 資料を添付したのでご覧いただければと思う。

概要資料に戻って、今後の予定であるが、令和3年度の再生推進会議については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、最大で3回程度の開催を予定している。開催時期・方法については、委員、関係機関と調整しながら進めていきたいと考えている。

次に、その他であるが、UR都市機構の諏訪団地の現状の状況である。

昨年3月に団地再生事業に着手し、その際に配布された計画概要資料及び8月に現地説明会を経て、3月12日に建て替えに関する条件提示説明資料がUR都市機構より配付されている。15日より団地内に相談手続窓口が開設されている。他団地への移転についてはおおむね2年間で、建て替え後の充当への移転については、おおむね4年ごとになる予定と伺っている。

続いて、7番の都営住宅建替え進捗状況についてである。まず諏訪団地については、旧中諏訪小学校グランド跡地に建設中の住棟については令和3年度中の完了見込みとなっている。諏訪4-1団地については、現在実施設計を行っており、令和3年度中に建築工事に着手される予定である。東寺方・和田・愛宕団地についてであるが、旧西愛宕小学校跡地に建設中の住棟については令和4年度完了見込みとなっている。中澤1丁目都有地に建設を行っていた住棟については、建築工事が終了し、今後植栽工事が予定されている。3月17日の水曜日には愛宕かえで館での抽選部屋決め会を開催し、入居は令和3年6月の予定である。和田・東寺方団地については、基本設計業務が開始され、令和3年8月の完了見込みとなっている。

以上、雑駁ではあるが、ニュータウン再生の進捗、都営住宅建替えの進捗についての報告となる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず6番目、多摩ニュータウン再生の進捗 状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、7番目、都営住宅建替えの進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、6番目、7番目についてはこれで終わる。 では、案件の8番目、第二次 多摩市営住宅等長寿命化計画の策定につい て、市側の説明を求める。

大島住宅担当課長 それでは、第二次 多摩市営住宅等長寿命化計画の策定についてご説 明申し上げる。本計画は、市営住宅の改修工事に対し公営住宅等ストック改善事業補助金、これは国の補助になるが、この補助の交付を受けるために、 その根拠となる計画として策定が義務づけられている計画である。公営住宅等長寿命化計画に位置づけられる本計画、多摩市営住宅等長寿命化計画 をこのたび改定したということでご報告する。

本市においては、この計画を平成23年3月に策定していて、国の補助金をいただきながら市営住宅の維持管理をこれまで行ってきたところである。この計画が今年度末で計画期間の終了を迎えることから、今年度計画の改定作業を進めており、このたび第二次 多摩市営住宅等長寿命化計画として策定をした。

資料1として計画本編、資料2として国や東京都に提出した計画の主要部分を抜粋した概要版を添付しているので、詳細はそちらのほうで後ほどご確認いただければと思う。ここでは、簡単に計画の内容についてご説明を申し上げる。

本計画については、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としている。基本的な方向性としては、日常的に適切な点検修繕を行いながら施設の改善を行い長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減も併せて行っていくというものである。基本的には、今ある施設を維

持改修、修繕しながら使い続けるということである。

具体的な工事の内容については、建物別の劣化状況調査を行い、その結果をもとに計画期間10年間で必要と考えられる改善事業、それから維持するために必要となる計画修繕を行っていくこととしている。

ここで、資料1、計画本編をご覧いただきたいと思う。計画本編の75ページをご覧願う。タブレットでは106分の79、計画のページとしては75ページになるが、こちらをご覧いただきたい。こちらライフサイクルコストから修繕費用を算定した場合の金額についてお示ししているが、3つある表のうち真ん中にある表が改善事業のもの、それから一番下の表が計画修繕を行った場合の費用ということである。

計画期間内での総事業費は、一番上の表の前期5年と後期5年の合計金額となる。前期5年のところでは、改善費用で162.9、1億6,200万円ほど、それから後期5年で309.2ということで3億900万円ほど、また、修繕費用のところで36.5ということで3,600万円ほど、これは平準化して毎年同額という見込み方をしているが、前期後期ともに36.5、3,650万円ほどということで、前期後期がそれぞれ1億9,900万円と3億4,500万円で、この計画期間内の総事業費5億4,510万円を見込んでいる。

こちらの中段の表で示している改善事業については、各年度の事業量や 内部の人員体制なども見ながら実際の実施時期を決定するので、計画上は ある程度の幅を持たせながら、例えば関戸第一住宅の外壁改修であれば 2022年、令和4年から2028年、令和10年、このぐらいの幅の間で 実施する必要があるだろうということで計画上記させていただいている。

少しページを戻って、31ページをご覧いただければと思う。タブレット上で106分の35であるが、こちら第9章ライフサイクルコストとその縮減効果の算出というところである。本計画に予定している改善事業等を実施した場合にどのくらいのライフサイクルコストが縮減できるかというところである。年間平均で、こちら関戸第一住宅であれば、A号棟39万8,379円、B号棟、C号棟も同じであるが、こういった金額が縮減できるだろうという見込みである。こちらトータルで、関戸第一、関戸第二、落

川住宅全て改善事業等を実施した場合に約636万円が削減できるのでは ないかと試算しているという表である。

今後については、本計画に基づき国庫補助を確保しながら、庁内の関連計画あるいは財源等との調整を行いながら市営住宅の維持管理、長寿命化を進めていくところである。

以上、雑駁であるが、第二次 多摩市営住宅等長寿命化計画の策定について説明を終わる。

岩永委員長市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、案件の9番目、令和3年度主要実施事業について、10番、道路通報システムの試行について、11番、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定についての3件について市側の説明を求める。

楢島道路交通課長 協議会 9番、令和3年度主要実施事業についてである。タブレットのページを一枚おめくりいただいて2ページ目のところである。令和3年度の地籍調査事業の実施予定区域である。図面の緑色に塗った部分が令和3年度の予定区域である。茶色に塗られた部分は実施済み区域である。地籍調査事業は1地区を3カ年の工程で、測量から立会閲覧までを実施している。令和3年度は3地区について実施する予定である。1つ目は連光寺1丁目西側B地区である。当該地区については、2年目の調査で関係地権者の現地境界立ち会いを行っていく。

次に、連光寺1丁目西側A、熊野橋南地区である。当該地区については、 3年目の調査である測量成果の閲覧を実施していく。

次に、聖ヶ丘3丁目A地区である。当該地区については、2年目の調査で関係地権者の現地境界立ち会いを行う。そのほか、令和3年度は、昨年度調査を完了した馬引沢団地、それから中沢地区等の認証、それから登記作業を実施していく予定である。

タブレットの次のページをご覧願う。3ページ目、令和3年度の工事予定 箇所である。図面の右下に工事案件が記載されており、それぞれの番号の位 置が図面に記載をされている。 まず0債工事であるが、5件ある。①が市道5-50号線、舗装補修工事で、場所が貝取1丁目の鎌倉街道沿いにある書店の北側の生活道路である。

②が、市道3-141号線舗装補修工事で、場所が連光寺6丁目25番地 先。米軍多摩ヒルズカントリー入り口から多摩大学に向かったところのそ ば屋のある交差点から東に入った生活道路、坂道のところである。

③が市道5-2号線外舗装補修工事である。こちらは貝取1丁目一番先、 乞田川右岸の乞田新大橋から、上流側の大釜沼橋付近までの生活道路であ る。

④が市道3-80号線舗装補修工事、場所が連光寺3丁目39番地先、記念館通りの途中の分岐から森林総合線研究所までの生活道路である。

⑤が、市道の6-30号線外舗装補修工事、場所が中沢1丁目島田療育センターの向かい側の住宅街の中の生活道路である。

続いて、舗装打ち換え工事外である。⑥のところである。市道4-34号線舗装打ち換え工事である。場所が永山3丁目地内、永山桜通りであるが、本年度に引き続いて舗装打ち換えを継続していく。

⑦が市道1-1号幹線舗装打ち換え工事である。場所が桜ヶ丘3丁目地内というところで、いろは坂通りである。こちらも本年度に続いて舗装打ち換えを継続していく。

⑧が市道6-109号線、舗装打ちかえ工事。場所が鶴牧6丁目地内、鶴牧中学校と大松台小学校との間の市道である。

⑨が視覚障がい者誘導用プレート設置工事である。場所が鶴牧1丁目地内、多摩中央警察署前の歩道のところである。

次は橋梁関係である。⑩が電車見橋耐震補強・補修工事である。本年度は 令和元年度と令和2年度の継続費で施工してきた。令和3年度については 2年目の工事というところで、令和3年度で完了する予定である。

①は、京王バス多摩車庫北側橋耐震補強補修工事である。こちら先日補正 予算でもご案内したが、東京都が実施する尾根幹線車道拡幅工事の着工前 に実施をして、耐震性の向上と長寿命化を図る工事を行っていく。

次に、道路改良関係である。⑫として、市道2-1号幹線道路改良工事である。こちら中和田通りであるが、拡幅工事で平成22年度に用地買収を行

った帝京大学のテニスコートの北側部分、こちらの石積み擁壁の補償代行 工事を実施する予定である。

③である。市道2-3号幹線道路改良工事である。こちら和田中通りであるが、和田中学校の北側の道路拡幅部分に設置されているガス制圧機の移設に伴い、移設先の用地に擁壁の設置工事を行うといった工事である。

⑭が、市道5-35号歩線道路改良工事、こちらレンガ坂である。このレンガ坂の工事について、令和3年度と令和4年度の2か年で継続して実施する予定である。12月の常任委員会においても、オープンハウス形式による説明会の実施結果についてご説明したところであるが、市民からの聞き取りやアンケートの結果を踏まえて、歩行者と自転車の分離、滑りにくい素材の路面、それからユリノキを更新して紅葉が楽しめる樹木、多様なイベント利用を見据えて電源設備や水道施設の設置といったことを行う予定である。また、あわせてレンガ坂の北側にあるレンガ坂橋の補修工事も実施していく予定である。

⑤市道4-3号歩線法面対策工事である。こちらは場所が永山駅南東側の旧UR都市機構局舎跡地の北側ののり面である。こちらの土地については、市道の一部と旧UR都市機構局舎跡地の一部が土砂災害特別警戒エリア、いわゆるレッドゾーンに指定されているが、市道の急傾斜地部分の安全対策を講じることによって旧UR都市機構局舎跡地のレッドゾーンも解消されるといったものである。

今年度においては、レッドゾーン解除のための実施設計を行ってきたところである。レッドゾーン解除のための工事方法等については、東京都と調整を行ってきて、現段階において解除工事にかかる費用として当初予算上約2,600万円程度と想定をしているが、東京都との協議の中で若干の事業規模を縮小できる方向性も出てきている。その中で費用等についても削減できる可能性もあるので、現在想定している工法として、ノンフレーム工法という工法を想定しているところである。このノンフレーム工法という工法であるが、地中に鉄製のくいを地盤まで打ち込んで、地表面にはのり面を押さえる鉄板を取り付ける、これをおおむね1.5メートル間隔で斜面全体に設置して、さらにその天端をワイヤーロープで全体を連結して斜面を

守る工法である。

工期については、令和3年度早期に発注をして、おおむね10月頃を目途に完了する予定でいる。工事完了後は東京都に報告をしてレッドゾーン解除の手続を行い、それからおおむね半年後にレッドゾーン解除となる見込みである。引き続き東京都とは協議を重ねていき、最善の方法を検討していく。

次に、街路灯工事関係である。⑯のところで、ナトリウム灯をLED化する工事になる。令和3年度については、永山さくら通り、永山すずかけ通り、永山地区や貝取地区などの自転車歩行者専用道路などで工事を行う予定である。このLED化工事は、平成30年度から令和7年度までの8年間を目途に計画を進めており、LED化率100%を目指して実施しているところである。工事の概要については以上である。

引き続き、協議会案件10番の道路通報システムの施行についてというところである。資料に基づいてご説明するが、1番目の東京都等における試行概要というところである。このたび報告申し上げる道路通報システムについては、東京都と東京大学が連携して住民と協働した道路管理を実現させるツールとして開発したもので、スマートフォンアプリを用いて登録者が道路の損傷や不具合などを簡易に通報できる仕組みで、東京都では令和2年2月から試行的に運用を開始しているところである。

- 1の(2)令和3年1月27日時点での試行対象エリアというところであるが、都道のみを対象としている団体が10団体、都道と区市道を対象としている団体が7団体、市域では八王子市、国立市、福生市、多摩市、稲城市の5団体が試行を始めているところである。
- (3)の試行期間であるが、開始時期が団体によって異なってくるが、令 和4年3月31日までを試行期間として予定をしている。

2番目の多摩市における試行概要である。多摩市のこれまでの主な道路 に関する通報手段については、電話やメール、窓口、市民の声などでご連絡 があったが、これに加えてスマートフォンからの通報を追加するといった ものである。このシステムを利用して通報していただくと、地図や画像など により的確で迅速な対応が可能になる、東京都との情報伝達が効率的にな る、こうしたことにより市内の都道、市道のそれぞれの管理者が迅速な対応 が可能になると想定をしている。

多摩市の試行期間については、令和3年1月27日から令和4年3月31日までを予定しており、既に運用開始している。運用前にお知らせするべきだったところであるが、ほかの団体との運用開始の公表時期を東京都と調整し、このたびご案内することになった次第である。

2の(3)の費用については、試行期間中は東京都の事業として実施しているため利用料等の負担はない。施工が終了する令和4年度以降は費用負担が発生すると伺っており、費用負担額については現在のところ未定である。

(4)の市民への周知については、3月5日号のたま広報、多摩市公式ホームページからご案内をしているところである。

タブレットの次のページ、2ページ目をご覧願う。こちらのパンフレットが、東京都建設局から発行されているパンフレットである。右下にQRコードがあるが、こちらからアプリのダウンロードが可能となっている。

続いて、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定について、ついてというところである。

では、続いて協議会資料11番、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定についてである。12月議会の生活環境常任委員会においても本件の素案に基づいて説明をさせていただいたところであるので、改定の詳細な経緯等は省略させていただくが、本改定のポイントとなる点を5点挙げさせていただいている。

最初に、四角で囲った部分である。黒丸の1つ目、既存の計画で対象としていた橋梁は113橋だったが、今回の改定では176橋、道路交通課所管の橋梁全てを対象としている。2つ目の黒丸、道路法に基づく健全性区分を管理指標としている。黒丸の3つ目、道路法に基づく健全性区分を第1と踏まえつつ、補助金等の財源確保ができるよう本計画との整合を図っていく。

黒丸の4つ目、単価計画による措置の位置づけを明確にしている。黒丸の 5つ目として、最新の定期点検結果や補修実績等踏まえた計画としている ところである。これらを踏まえて予防保全による長寿命化を図ることによ るLCCがおおむね239億円の縮減が見込める、こういった計画が得られているところである。

また、本計画は11月25日から12月9日に庁内で意見聴取を行っており、3件の意見が出ている。主な意見であるが、耐震化が必要な橋と損傷度Ⅲ以上の橋を示して全体の優先度を明確にすべきといった意見があった。また、本計画に対して学識経験者の先生からご意見を頂戴している。東京都立大学大学院都市環境学研究科都市基盤環境学域の村越潤教授から5点ほどご意見を頂戴しているが、1つご紹介すると、日常的な維持作業こそ重要であるということ、多摩市の橋梁定期点検における着眼点・判定・判断方法を整理していく、今回反映しているが、こういったことが有効であるということ、維持作業の記録等の徹底が重要であるといったご意見を頂戴している。これら庁内意見、先生からのご意見、こういったことを本計画に反映し、タブレットに添付しているが、本編の改訂箇所を盛り込んだものを今回掲載させていただいている。こちらについては後ほどご覧いただければと思っている。

資料に戻って、4ページ目である。4ページの冒頭に5番とあるが、本計画に基づいて直近10年の計画と予算について立案をしている。今後の方針として4点ほど挙げさせていただいているが、橋梁ごとに修繕計画を立案して予算の平準化を図りながら、修繕工事と単価契約による維持工事を組み合わせて健全性を回復させる、都道や鉄道をまたぐ橋梁は各事業者と調整を図り着実に事業を推進させる、こうしたことを基本に橋梁の維持管理を進めていくというところをまとめとしていて、今後10年の予算としてはおおむね年間3億円から4億円の間を目途にして平準化事業を進めていきたいと考えている。

それから、現在諏訪永山で実施中である住宅市街地総合整備事業で補修を行う予定であったものが4橋ある。瓜生小北側ペデ橋、緑橋、けやき橋、ささやき橋の4橋について本計画に載せ、補助率のよい橋梁長寿命化事業で実施することにしている。このうち、けやき橋とささやき橋の2橋については、点検の結果現時点での補修は不要となっているので、次回の点検の結果で今後の補修計画を検討していきたいと考えている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず道路交通課の9番目、令和3年度主要 実施事業について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、10番目、道路通報システムの試行について質疑はあるか。

楢島道路交通課長 今回他団体も含めて試行ということで参加しているが、その状況がまだわからず、今後も続けていくかどうかは試行を始めてから検討となっていくので、今のところあくまでも試行で終わるということで、その後についてはまた検討させていただきたいと考えている。

池田委員 多摩市単体で契約をすることもあり得るということなのか。

楢島道路交通課長 情報量にもよると思う。それが有効であれば、あるいは継続していく ことも考えられるが、現状のほうがやりやすいのであれば、一旦打ち切らせ てということも考えている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11番目、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、以上で都市整備部からの説明は終わりにした いと思う。

> それでは、まず12番目、大気汚染防止法(アスベスト関係)の一部改正 について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、12番、大気汚染防止法 (アスベスト関係) の一部改正について ご説明させていただく。タブレットの資料をご覧願う。こちらは行政報告の 中でもさせていただいた内容である。大気汚染防止法が改正され、石綿いわ ゆるアスベストの飛散防止が強化されるといったものである。法律は令和 2年6月5日に公布をされている。こちらは建築物等の解体等の工事にお

けるアスベストの飛散防止の強化で、これまで吹き付け材や保温材、断熱材 といったものに対して規制を設けていたが、これを成形板にも範囲を拡大 してアスベストの飛散防止を強化していくものである。今後都道府県、あと 私たち市区にも事前の調査結果の報告を義務づけ、そして作業基準の遵守 徹底がされ、それを守らない場合は直罰の創設もされながら、今後一層強化 されるといったものである。

資料では、どこが大きく変わるのかというポイントをびょうで4つ示させていただいている。まず左上のところ、1番目、規制対象の建材を拡大するといったものである。こちらは、先ほど申し上げたとおり吹きつけ材等のほかに、こういったここが入っているか入っていないかは別にしても、例えばイメージとして、こういう天井板、後で説明するが建物の壁として固められた板のようなものにもアスベストが入っているので、そういったものも規制の対象に拡大していくということである。

右のびょうに移ってほしい。2つ目、罰則の強化・対象の拡大である。こちらは隔離等をせずに吹きつけ石綿等の除去等の作業を行った場合は直罰が適用される。それから請負人にも作業基準の遵守義務が適用される。あと立入検査の対象も拡大するというところである。

下に移っていただいて、下の左側である。事前調査の信頼性の確保で、ここがこの改正の中でも大きい2つ目のポイントになっている。まず建物を解体する前に事前調査を行わせることが、その内容や方法も含めて法定化する。事前調査については、必要な知識を有する者でないとだめであるという形で強化される。

なお、ここは少し猶予期間があり、令和5年10月から開始される。その下に移っていただいて、一定規模以上の建築物については、石綿含有建材の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を都道府県等へ報告することが義務づけられる。これは令和4年4月から開始される。先ほどから申し上げているとおり、これまでは吹きつけ材等が中心だったが、これに成形板も含まれるということで、多摩市内では一応想定であるが、年間2,000件ぐらい事前調査の報告が出るのではと言われている。

次、この事前調査の結果は記録を作成し一定期間の保存、3年ということ

で義務づけられる。

右側に行ってほしい。4つ目、作業記録の作成・保存である。こちらは石綿作業主任者による工事が終わった後、取り残しがあるかないかの有無の確認を義務づける。それから、その作業した記録の保存も3年ということで義務づける。これを発注者にもきちんと報告をしてほしいと。

こういった調査、また、その報告といったものが、きちんと法の中で義務 づけられて、それを守らないと罰則が課せられるといったものである。

先ほど成形板のお話でどういったところにあるのか、天井とお伝えしたが、2枚目を見ていただくと、では、成形板はどういったところにあるのかという例として6例、写真つきで示させていただいている。これを見ていただくと、このようなところなのかと多分イメージが湧くと思うが、波板、軒天の板、サイディングの壁、石膏ボード、例えば廊下や天井の吸音材、あと床のビニールタイルといったところにもアスベストは使われている。先ほど申し上げた作業基準については、具体的にどういうところがポイントになるのか、写真の下のところに作業基準を載せたので、後ほど参考にご覧いただければと思う。

このような形で、もう4月から強化されるが、環境政策課でも先ほどお伝えしたとおり年間2,000件ぐらい届け出が出てくる予定であるので、それについて、全ては立入検査ができないが、審査した中でこれはといったものは立入検査を実施していきたいと思う。

この立入検査のやり方であるが、今東京都と調整をしているところである。隣の八王市になると約1万件出てくるのではないかということで、そこまですべて見られるわけではないので、どのようなものは立入検査しようという行政側の基準を統一的につくっていこうということで、今東京都が中心になっていただいて、26市定期的に会合を持って進めているところである。また、この取り組みについては今後随時報告をさせていただきたいと思う。

続いて13番、気候非常事態宣言を受けて取り組む先行的取組について 説明をさせていただく。資料をご覧願う。こちらは市と市議会で共同して昨 年6月に気候非常事態宣言を表明した。その中で、二酸化炭素排出実質ゼロ を2050年までに目指していくというところで、その達成のために3つの課題を掲げた。地球温暖化対策、使い捨てプラスチック対策、そして生物多様性の保全。このことについて遅滞なく取り組みを進めていく、そして、世界は今この気候危機を乗り越えるために一人ひとりの取り組みが極めて大切だということも、我々の宣言の中と同様に共通してアピールしている。

私たちが行った宣言の中でもその必要性を訴えてきている。そのため、まずは先行的取り組みとして、この気候危機を頂戴自分事として捉える市民を1人でも多くふやす取り組みを、この令和3年度・4年度の2か年で実施していきたいと考えている。そして、その決意を一人ひとりのエコアクション宣言にもつなげ、令和4年度にはライフスタイルの変化につながるようなムーブメントを起こしていきたいという期待も込めて実施していきたいと思う。ここについては、最後でももう一度お伝えするが、市以外の皆様についてもぜひご協力をお願いしたいと考えている。

では、具体的な内容である。3つの課題について説明する。まず、1つ目、地球温暖化対策の先行的取り組みである。こちら、1つ目としてトークリレーを実施していきたいと思う。ここに内容は簡単に書かせていただいているが、いろいろな立場の方とユーチューブを活用して毎月配信していきたい。この取り組みを行うことによって私たち一人ひとりが温暖化を自分事として考え、生活の中で意識しながら行動を始めていくことのきっかけづくりというところで提供をしていきたいと考えている。ここで得られた貴重な意見については、今後みどりと環境基本計画の策定も実施していく。そういった中でも取り入れていきたいと考えている。

次、2つ目の使い捨てプラスチック対策の先行的取り組みである。こちらは大きく2つある。まず1つが、使い捨てプラスチック削減方針の策定である。一定の使用または短期間で目的を終える使い捨てプラスチックを事務事業及び施設管理、民間事業活動等にも協力をいただきながら可能な限り排除に努め、排出ゼロを目指して取り組んでいきたいと思う。

2つ目が、マイクロプラスチック対策である。こちらはこれまで市民と一緒に行ってきたまちの環境美化活動を少し拡大して実施していきたい。これまではまちをきれいにしようの取り組みで進めてきたものであるが、こ

れは世界の海で起きているマイクロプラスチックの問題にもつながっていることをまちの環境美化活動を通して知ってもらい、取り組んでいきたい。 それから、今、大栗川で市民団体が川の清掃に10年の歴史の中で取り組んできていただいている。その活動も後押ししながら、この活動をさらに盛り上げ、さらには乞田川にも広めて市内全体のムーブメントの取り組みにもつなげていきたいと考えている。

こちらに①②③とあるが、ただ清掃しただけでは、この課題に対して解決というわけにはいかないと思う。この取り組みを多くの人に知ってもらい、その多くの人たちが自分の生活の中でも行動を起こしていただくといったことが大切だと思うので、それにつながるような取り組みとして、この清掃活動を通して、例えば川清掃であれば川清掃自体まず子どもたちや地域の皆さんとも輪を広げ、多くの市民に参加してもらうことによって行っていくが、この結果を少し地図に落としながら、清掃した結果の実態、多摩市の河川は今このような状態だと知ってもらうことを見える化していきたいと考えている。

そのために、そこの拠点拠点で月ごとにこれから清掃活動をしていくわけであるが、その結果を写真や絵に落としながらパネル化して実態を見える化し、それを今後の啓発につなげていきたいと考えている。ちなみに、このパネル作成については、あらかじめ仕立ては市民団体と我々でやっていくが、最後の仕上げのところではぜひ子どもたちにも入ってもらうような企画を今考えているところである。それから、川清掃で回収したそのごみも、これまでいろいろな啓発を行ってきたが、なかなか浸透していかないところがあるので、もっと別の角度からの啓発活動ができないのかということで、視覚的に訴えるアートな取り組みもチャレンジしていきたいと考えており、その技術的なところで、今いろいろな各方面の先生方を今探しているところである。

この取り組みを通して、今後サスティーナブルな社会にしていくために 私たち一人ひとりがどう行動していかなければいけないのか、自分事とし て考えて行動を始めるきっかけを促していきたいと考えている。

最後3つ目、生物多様性の保全の先行的取り組みである。こちらは、大き

く3つある。まず1つ目が、多摩市生き物気象台で、これまで生物多様性の保全にいろいろな取り組みをしてきていたが、これは癒やしだったり、市民の憩いの場のことを知ってもらう取り組みで進めてきたわけであるが、それに付け加えて気候変動のことも生き物から知ってもらう取り組みを実施してみることもよいのではないかということで、このいきもの気象台を企画してみた。きっかけは、気象庁が生物季節観測をこの4月から大幅に縮小することになった。

ただ、この生物季節観測というのは、生き物を知ることのみならず環境を 把握する上でもその記録が貴重なデータになる。この取り組みを通して市 民にも参加してもらい、生き物と気象の変化とをつなげて気候変動の問題 を考えてもらえたらということで考えている。

この取り組みについては、(2) に多摩市いきものログの活用というのがある。いきものログの活用というのは、環境省のアプリであるが、こういったものを取り入れて実施していくことによって誰もが簡単に楽しくできるということをキーワードにしながら、多くの市民の方にこの取り組みに参加してもらえればと考えている。

いきもの気象台の話に戻るが、この取り組みをただやって終わりではなく、市でそれを季節ごとのニュースレターなどに今後まとめていきたいと考えている。そのニュースレターの中では、気候変動で起きている生きもの変化なども市民にわかりやすく説明をしていきたいと考えている。将来的には、1年間通してやった結果を令和4年度、これはこれからの検討であるが、身のまわりの環境地図展にも出展できたらよいと考えている。

(2)、先ほど少し触れたが、多摩市いきものログ。誰もが簡単に楽しくできるものということで、環境省のアプリ「いきものログ」を採用しながら、いろいろな生き物の把握をしていきたいと考えている。こちらわからないものがあった場合、それを調べるページもあるから、その一つのアプリで非常にいろいろなことができるので、どんどん活用していきたいと考えている。

3番目、連光寺若葉台里山保全地域(既存地域)の実態把握であるが、こちらの保全地域は生物多様性の保全を考える上で十分過ぎるほどの条件が

そろっているモデル的な地域である。この取り組みを通して里山の保全のあり方、生物多様性の保全について考える事業を進めていきたいと思う。ただ、いまだあの場所にどういったものが、キバサナギガイ等、湿地のほうはある程度市民団体も入って調査しているが、それを取り巻く集水域の生物はまだ具体的に把握できていない。

まず令和3年度は、市民の有志、市民団体、専門家の皆さんにも入っていただき、特に雑木林の中の植物の生息マップをつくっていきたい。これは希少種というよりも在来種を中心につくっていきたい。この地図を持ってどんどん市民の方にも雑木林の中で環境を学べるような仕掛けを令和4年度以降どんどん展開していきたいと考えている。ここは、いろいろな市民団体の中でもこういった知識のある人に参加してもらえないとなかなか進められないところで、参加していただいた方には将来の環境リーダーとしても市として期待しているところで、環境省のモニタリングサイト1000があるが、2022年にはそちらにも登録して、専門的な調査の委託等で金をかけずに、そういう市民の知識ある人を取り入れながらこの地域の生き物を把握して、多摩市の里山の保全を進めていきたいと考えている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。12番の大気汚染防止法(アスベスト関係)の一 部改正について質疑はあるか。

橋本委員 建物解体等についてはわかったが、去年も私たちの身近にある足ふきマットの珪藻土のところにアスベストがあった。禁止されているのにあのようなものが出回るというのは少し怖い感じもするが、その辺のところ、もしあれが割れたりするという当然環境に影響を及ぼすと思うが、そのような形で許されているのかどうかがわかれば教えてもらいたいと思っている。

佐藤環境政策課長 珪藻土のほうは商品であるので大気汚染防止法という法律の対象外で 今その製造のところはわからないが、一つ言えることは、こちらの資料にも つけさせていただいたが、アスベストの使用の規制がある。平成24年4月 の時点でアスベストを0.1%を超えて含有する全ての物の製造は一応全 面禁止になっている。どういった形で我々消費者の中にああいったアスベ ストが混入されたものが入ってきたのか疑問であるが、一つここでお答え できるのは、平成24年4月の段階で全ての製造は禁止になっているとい うことである。

橋本委員 健康なのか環境なのかわからないが、あれでアスベストが過去の問題ではないということが市民の間でもかなり話題になったので、またその辺の原因がわかったときに、今調査中のようであるが、そういうことも私たち市民に啓発をしていただけると助かる。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、13番目以降非常事態宣言を受けて取り組む先行的取組について 質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。 この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時08分 休憩

午後 1時05分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

では、協議案件の14番、多摩中央公園改修整備・運営事業(P-PFI) の公募開始と今後の予定について、15番、ナラ枯れ対応について、市側の 説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会14の資料をお開きいただければと思う。冒頭記載のとおりパークPFI制度を活用した多摩中央公園改修整備・運営事業については、1月13日開催の多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定委員会の討議を経て1月22日に多摩市公式ホームページで資料を公開し、公募を開始したところである。

その後1に記載のとおり、2月5日に現地説明会を開催して19社の参加があった。数としては多めであるが、造園事業者だけではなく飲食事業者など公募対象公園施設に入るテナントと思われる業種からも参加があった。次に、2の今後のスケジュールである。2月5日の現地説明会の後には質

問の受け付け、個別対話と進めてきた。来月4月23日には参加表明の提出を締め切り、翌月5月28日には提案の提出を締め切る。これを受けていよいよ選定に入っていくような流れとなる。選定委員会での提案審査を行い、7月下旬には候補者の選定を行う予定である。その後実施設計、工事に入り、令和7年1月頃の全面供用開始を目指していく。

なお、表の下の米印に記載のとおり、緊急事態宣言等の影響、特に事業者 への影響となるが、こういったところも考慮しながらスケジュール等は順 次変更対応等を考えていきたいと思う。

また、ちょうど先月まで提出を受けていた質問の内容については、記載の 4種類の内容となっており、事務的な手続の確認がほとんどであった。

続いて協議会15の資料をお開きいただければと思う。ナラ枯れ対応についてである。本件については、先日の予算委員会でも様々な質疑をいただいたところであるが、改めて経過を報告させていただく。

まず1の対応経過である。昨年9月から12月にかけての対応であるが、 市内で徐々に被害が確認されるようになり、公園管理業務委託事業者に被 害状況の調査を行ってもらった。その結果、45公園緑地で293本の被害 が見つかり、12月議会で補正予算を計上し、お認めいただいたところであ る。また、本年1月から3月にかけての対応であるが、9月の当初調査以降 も主に緑地を中心に被害拡大の報告があったことから、年明け1月からグ リーンボランティ、及び公園管理業務委託事業者に追加調査を依頼してき た。

この結果、新たにその下の段の406本と合わせて計614本の被害が確認されたという状況になっている。このうち、208本分については、今年度残りの予算で対応していく予定である。また、残る406本分については、来年度予算での対応として、確実に、被害が増えているという状況も踏まえて、今後も、被害を受けた樹木については全て伐採処理をしていくということを必ずしも前提とせずに、利用者がいるエリアや住宅等建物が隣接するエリアについては優先的に伐採処理としながら、以降については近隣自治体の動向なども踏まえながら、グリーンボランティアの皆さんとも意見交換を進め、どういうやり方がベストかとの検討していきながら、進めて

まいりたいと思う。

続いて、2の現在の他市の状況である。近隣市にヒアリングした結果、全樹木を処理するような自治体もあれば、枯損樹木を中心に対応するという自治体もあった。今年度令和2年度は、園路付近や民有地、境界付近等、安全確保が必要な箇所について伐採処理し、令和3年度に本格的に対応を取っていくような自治体がほとんどであった。

最後に、3の今後の方針である。先ほども少し触れたが、今年度予算で対応できなかった分については、確実に被害が増えている状況を踏まえ、今後も被害を受けた樹木については全て伐採処理をしていくことを必ずしも前提とせずに、利用者が多い公園などは倒木時のリスクが高いことから優先的に伐採処理等をしていくが、以降については近隣自治体や東京都の動向なども踏まえながら、グリーンボランティアの皆さんとも意見交換を進め、どういうやり方がベストか検討して進めてまいりたいと思う。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、14番、多摩中央公園のパークPFIの関係について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、15番目、ナラ枯れ対応について質疑はあるか。

橋本委員 対応はこれからも続くと思うが、次年度の予算では森林環境譲与税を、 家具をつくったり、図書館のところでいろいろなことに使っているが、まさ しく1,000万円を超える金が国から出ているので、ぜひ公園緑地のほう はそのような金こそ森林の保存のためにも使うべきだと思う。パルテノン 多摩や図書館は単年度であるから、ぜひ公園緑地で積極的にそういう金を 使うように要求していただきたいということだけ申し上げておく。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。14番、15番についてはこれで終わる。

では、16番目多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正についてから19番目、多摩清掃工場における町田市の可燃ごみ処理支援についての4件について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 では、協議会16、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条 例の一部改正についてから協議会19、多摩清掃工場における町田市の可 燃ごみ処理支援についてまでご説明申し上げる。資料に沿って説明する。

まず協議会16、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正について。1、概要。し尿処理手数料を改定するため、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正を6月の定例会に提案する予定である。

2、改正の経緯。多摩市におけるし尿処理は、多摩川衛生組合と年間処理委託契約を締結し、同組合のし尿処理施設に搬入している。多摩市が搬入するし尿処理単価については、毎年度多摩川衛生組合と協議の上決定されているが、このたび同組合から、人件費の上昇等により実処理経費との間で差が生じていることを理由に処理単価見直しの要望があり、協議の結果、令和3年10月1日より処理単価を現行のキロリットル当たり2万4,000円からキロリットル当たり2万7,000円に引き上げることが決定した。これに伴い、多摩市が排出者に請求するし尿処理手数料についても金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

3、手数料改定の対象について。改定の対象は、多摩市廃棄物の処理及び 再利用の促進に関する条例別表第1の区分イ及びウである。区分イとは、仮 設トイレを除く事業所等から排出されるし尿の収集運搬及び処分に係る手 数料である。リットル当たり36円をリットル当たり39円に改定する。区 分ウとは、仮設トイレから排出されるし尿の処分に係る手数料である。リッ トル当たり24円をリットル当たり27円に改定する。

改定の対象外となるものは、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表第1、区分ア及び工である。区分アとは、一般家庭から排出されるし尿の収集運搬及び処分に係る手数料である。こちらは1月1回につき1,500円。1月1回を超える場合は、当該超える1回につき750円となっている。区分工とは、一般家庭及び事業所等の浄化槽貯留槽等の清掃等に伴って排出される汚泥の処分に係る手数料である。リットル当たり20円である。

4、施行日。令和3年10月1日を予定している。

5、改定のスケジュール。令和3年3月から事業者及びし尿収集運搬許可業者への改正内容の説明を開始する。令和3年6月議会には条例改正案を上程させていただく予定である。

続いて協議会17、多摩市立資源化センタープラスチックプラント設備 の更新について。資料に沿って説明する。

工事件名は令和2年度多摩市立資源化センタープラスチックプラント設備等改修工事。契約番号、第5021000089号。契約工期は令和2年6月26日から令和3年3月19日まで。契約日は令和2年6月25日。契約金額2億3,980万円。契約の相手方。日立造船株式会社東京本社。

1、事業実績。本工事では、平成20年度の供用開始後12年が経過しているプラスチック選別圧縮梱包装置の老朽化に伴う設備の更新により、機能保全と継続的な安定運転の実施、性能水準の回復を図ることを目的に実施した。具体的には、事業着手前に供用していた破袋機は、現行の破袋率の基準を満たしていないため、手選別コンベヤ上では人手による破袋作業量が多く、選別作業で異物除去等が困難な状況にあった。そこで、本事業においては、破袋機を破集袋機へ交換することで破袋率を99%へ向上し、分別収集実績の向上を実現した。

また、事業着手前は指定収集袋や容器包装プラスチック以外のプラスチックの除去作業の負担が大きかったため、破集袋機で集めた指定収集袋をはじめとする軽量物は風圧により選別し、新設する集袋物搬送コンベヤ1、2、3・集袋物手選別コンベヤラインへ送ることで容器包装プラスチック以外のプラスチック資源の手選別作業の精度向上を図り、従来のプラスチック手選別ラインの異物混入量を低減させ、プラスチック製容器包装の分別収集実績向上に貢献する。

2、工事内容。プラスチックプラント設備の更新である。(1)受入供給 設備更新(既存破袋機投入コンベア・破袋機の撤去及びプラスチック破集袋 機)である。(2)選別設備更新(集袋物搬送コンベア1、2、3新設、集 袋物手選別コンベア新設、プラスチック手選別コンベア更新)である。(3)

圧縮梱包設備更新(プラスチック圧縮梱包装置更新、投入コンベヤ更新、 ベール排出貯留コンベア更新)である。(4)架台・歩廊更新。(5)電気設

- 備・制御盤更新。(6)建築工事(間仕切り壁・建具撤去復旧)である。
- 3、工程実績。本工事は、施設の稼働を停止して実施する必要があり、プラスチック搬入量の少ない時期(令和3年2月1日から24日)に実施し、稼働停止期間を可能な限り短縮した。

続いて、協議会18、多摩清掃工場における新型コロナウイルス感染症宿 泊療養施設のごみ処理応援について報告する。新型コロナウイルス感染症 の宿泊療養施設から排出されるごみを処理している多摩川衛生組合クリー ンセンター多摩川の定期修繕に伴う焼却炉の停止期間中安全かつ衛生的に ごみ処理を行う必要があるため、東京都からの応援処理要請を受けて、多摩 ニュータウン環境組合多摩清掃工場にて処理を行ったので報告する。

- 1、応援処理期間。令和3年2月8日から同26日まで。
- 2、処理実績3,060キログラムである。
- 3、搬入経路及び4、安全対策については、次ページの搬入経路図及び一 時宿泊療養施設における一般廃棄物の搬出フローのとおりである。

次に、協議会19、多摩清掃工場における町田市の可燃ごみ処理支援について報告する。

- 1、概要。町田市から、令和4年に稼働する町田市の次期清掃工場町田市バイオエネルギーセンターで町田市内の可燃ごみを処理し切れない見込みであることから、多摩ニュータウン環境組合に対して多摩清掃工場での可燃ごみ処理支援の要請があった。多摩ニュータウン環境組合では、今後多摩清掃工場周辺にお住まいの皆様と意見交換を行い、地元市すなわち多摩市の理解を得ながら町田市の可燃ごみ処理支援についての検討を開始する予定である。
- 2、町田市からの支援要請内容。(1)期間、令和4年4月から令和8年3月までの4年間である。(2)ごみ種・搬入量。家庭系可燃ごみ最大年当たり1万トンである。ただし、搬入量については毎年度見直し、年間1万トンを上限に町田市の次期清掃工場で処理し切れない量とする。(3)対象区域・搬入車両台数。資料の下に地図がある。多摩ニュータウン環境組合への可燃ごみ搬入区域案という地図であるが、町田市の全域を示している。このたび多摩清掃工場において支援を要請されているエリアは、この地図上黄

色で示したエリアである。なお、地図上で赤のエリアは現在既に多摩清掃工場の処理区域となっているエリア。それから、緑で示したエリアは令和2年第3回定例会に提案して可決いただいた多摩ニュータウン環境組合規約の一部を改正する規約によって、令和4年4月1日から新たに多摩清掃工場の処理区域となるエリアである。

では、また上の文章に戻って、説明させていただく。黄色のエリアのうち、まず地図の下のほうの南のエリアであるが、こちらは横浜線以南の地域である。ごみの中継施設であるリレーセンター南でコンテナに積み替えを行うことで多摩清掃工場への搬入車両の台数を抑制する。月曜日から金曜日まで1日当たり10トンコンテナ車で平均6台搬入する。それから、地図の右上の赤の小山ヶ丘のエリアの下の部分、小山町になる。こちらは多摩清掃工場から距離が近く、多摩清掃工場の現在の処理区域である町田市小山ヶ丘地区と隣接しているため選定されている。こちらからは週1回水曜日、1日当たり3トンごみ収集車が平均15台と軽トラックが1日2台の搬入の予定である。

岩永委員長 では、まず16番目、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条 例の一部を改正する条例について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、続いて17番目、多摩市立資源化センタープラ スチックプラント設備の更新について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、引き続き18番目、多摩清掃工場における新型 コロナウイルス感染症宿泊療養施設のごみ処理応援について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、19番目、多摩清掃工場における町田市の可燃 ごみ処理支援について質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。16番から19番についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件の20番目、多摩市下水道事業経営戦略の策定についてと、21番目、令和3年度多摩市下水道事業の取組みについて、市側の

説明を求める。

横堀下水道課長 まず多摩市下水道事業経営戦略について説明する。以前6月の本常任委員会協議会においても令和2年度の取り組みとしてご説明をさせていただいたが、このたび策定が終わったので改めてご報告させていただく。成果物についても、こちらのページにして20数ページ弱の冊子となっている。電子データを添付しているので、こちらは後ほどご確認いただければと思う。本日はタブレットの協議会20、多摩市下水道事業経営戦略の策定について、概要を使って説明するので、そちらをご覧願う。

まず経営戦略策定の背景となるが、近年下水道事業取り巻く環境は全国的にも厳しいものとなっており、人口減少や節水機器の普及等による下水道使用料収入の減少に加え、耐用年数を迎える施設の増加等により、改築更新・維持管理に多額の費用を要することが見込まれている。そうした状況を受け、平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が通知されるなど、令和2年度までに、経営戦略を策定するよう国から求められている。この経営戦略とは、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、施設設備に関する投資や財源の見通しを試算し、中長期的に純損益が黒字であることを目標とする計画となる。

次に、下水道事業経営戦略についてであるが、取り巻く環境は他自治体と変わらず、使用料収入は減少傾向にあり、施設更新には多額の経費を要することが予想される。そうした状況を踏まえ、平成30年度には下水道施設の改築・更新・維持管理の基本的な方針である多摩市下水道施設長寿命化計画を策定し、令和元年度には多摩市下水道事業の基本方針や施策の方向性を示す多摩市下水道プランを改定している。

また、今年度には多摩市下水道施設総合地震対策計画の策定に取り組んでいる。これら既にある各種計画の数値を取りまとめ、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を目的として令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とした経営戦略を直営で策定した。

次に、経営戦略に示す多摩市下水道事業の経営状況についてであるが、計画期間内も毎年度1.5億円から3.7億円の黒字を維持できる見込みであ

り、良好な状況が続いている。しかしながら、採算となるが、今後施設の老朽化の対応等により多くの費用がかかると見込まれ、使用料収入についても人口減少等により減っていく見込みである。また、令和3年度には国の補助金交付対象となる汚水管渠の範囲が縮小となるなど補助金の動向も不透明な状況となっている。この経営戦略を策定することにより、将来にわたり持続可能かつ安全・安心なサービスの提供の実現を目指し、より効率的な経営に取り組んでいきたいと考えている。経営戦略についての説明は以上となる。

続いて令和3年度に実施予定の多摩市下水道事業の取り組みについて、 概要を説明させていただく。タブレットの協議会21の説明資料をご覧願 う。

公営企業会計の特徴として、大きく収益的支出と資本的支出の2つの項目に分かれる。一番の主な収益的支出についてでは、まず例年行っている下水道の汚水管渠調査清掃業務委託と、管渠更正等補修工事であるが、それぞれ資料に示した地域において実施を予定している。

次に、浸入水対策業務であるが、管渠の老朽化や誤接続などにより本来見込んでいない下水道汚水管への浸入水が豪雨時にマンホールの溢水や処理場への負担増などを発生させている。この侵入水が多いと見込まれる地区の侵入水について、東京都と同じ調査手法により浸入水が発生している汚水排水系統の絞り込み調査委託を実施する。

また、広報チラシを作成・配布して排水設備の誤接続や老朽化等に起因する雨天時浸入水対策の啓発を行うことで排水設備の適切な改修・維持管理を促進する。

次に、下水道施設包括的維持管理業務委託についてであるが、長期化する 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の大幅な減少が見込まれるこ とから、一般会計からの繰出金を抑制するため、令和3年度当初からの実施 を見送り、導入時期を令和4年4月とした。令和3年度はプロポーザル方式 による受注者選定を行い、年度内の契約締結を予定している。

次に、水洗便所改造費補助金についてであるが、原則供用開始から3年以内に下水道へ接続する改造工事を実施した場合、多摩市水洗便所改造資金

の助成に関する規定に基づき、工事費用の一部を補助する制度である。近年 は対象となる事例がなかったが、令和3年度に予定する連光寺6丁目の汚 水未供用地区の汚水管整備工事に伴い、4件分を見込んだ。

引き続いて、大きな2番の主な資本的支出について説明する。まず、新たな汚水管の整備工事を2件予定している。場所は、先ほどの連光寺6丁目の未供用地区と周辺土地利用のため延伸工事が必要となった多摩センター駅周辺にて行う。

次に、多摩川右岸堤防道路雨水環境整備工事であるが、本事業は雨水管路が多摩川堤防道路沿いの民有地内に埋設されているため、堤防道路内の市道に移設するための改修工事で、令和3年度は3カ年で予定する事業の2年目の工事と、令和2年度から繰り越した工事について実施する。

最後になる。先日の予算審議において橋本委員から取り上げていただいた東京都流域下水道建設改良費負担金についてである。東京都下水道局が管理する流域下水道については、下水道法に基づき市町村が費用の全部または一部を負担することとなっている。これまで施設の建設費用として建設費負担金、維持管理費用として維持管理負担金を支払ってきた。施設の改良費については維持管理費負担金の利益剰余金を充当してきたが、労務単価や電気料金の高騰等により利益剰余金残高が年々減少しており、数年後の枯渇が見込まれていることから、令和3年度より流域下水道改良事業関係市町村負担金として市町村からの直接負担となったものである。

なお、説明した工事等の位置については、タブレットに別添案内図を示しているので後ほどご確認を願う。

岩永委員長 では、20番目、多摩市下水道事業経営戦略の策定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、21番目、令和3年度多摩市下水道事業の取組 みについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、20番と21番についてはこれで終わる。 以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時37分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 1時37分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の 規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか